## 第15号議案

蒲郡市こども家庭センターの設置及び管理に関する条例の制定について

蒲郡市こども家庭センターの設置及び管理に関する条例を、次のように制定する ものとする。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

蒲郡市こども家庭センターの設置及び管理に関する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市こども家庭センターを開設するため提案する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2及び母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条の規定に基づき、蒲郡市こども家庭センター(以下「こども家庭センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 児童福祉及び母子保健の両機能の連携及び協働を深め、全ての妊産婦、こども及び子育て世帯に対し、包括的かつ一体的な支援を行うため、こども家庭センターを蒲郡市浜町4番地に設置する。
- 2 前項に規定する目的を達成するため、市長が必要と認めるときは、こども家庭センターに分室を置くことができる。

(業務)

- 第3条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 妊産婦、こども及び子育て世帯を対象として、その福祉に関し必要な支援を行うこと。
  - (2) 好産婦、こども及び子育て世帯の実情を把握すること。
  - (3) 妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導を行うこと。
  - (4) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の39の2第2項及び母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)第1条第1項に規定するサポートプランを策定すること。
  - (5) 保健医療、福祉又は教育に関する機関等との連絡調整を行うこと。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、こども家庭センターの業務として市長が必要と認めること。

(職員)

- 第4条 こども家庭センターにセンター長、統括支援員その他必要な職員を置く。
- 2 統括支援員は、児童福祉及び母子保健の双方の業務について十分な知識を有する者とし、センター長がこれを兼ねることができる。

(利用者等の義務)

- 第5条 こども家庭センターを利用する者及びその関係者(以下「利用者等」という。)は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びにセンター長の指示に従い、こども家庭センターにおける業務等の遂行に支障をきたす行為をしてはならない。 (損害賠償)
- 第6条 利用者等は、施設等の利用に当たって、故意又は過失により施設等を損傷 し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が 損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、こども家庭センターについて必要な事項は、 規則で定める。

(渦料)

第8条 第5条の規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例(平成6年蒲郡市条例第 3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる目的を実現するため」を「市民の健康保持及び増進を図るため並びに休日における急病患者に対する応急の医療を行うため」に改め、同項各号を削る。

第3条第6号を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

第17条第1項第1号中「第13条」を「第12条」に改め、同項第2号中「第 15条」を「第14条」に改め、同条を第16条とする。

別表中「第10条」を「第9条」に改める。